

# 在日ブラジル人子女の教育問題<sup>1</sup>

---

ことばの壁を越えて、夢と希望をもてる人材育成をめざして

同志社大学 山田礼子研究会 教育分科会

赤木麻莉子 神津直己 曾我武志 田後勇希  
辻本有香 中西ペネロープ 本望洋輔 茂手木岳

2 0 0 8 年 1 2 月

---

<sup>1</sup>本稿は、2008年12月20日、21日に開催される、I S F J 日本政策学生会議「政策フォーラム2008」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、山田礼子教授（同志社大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

## 要約

現在、グローバル化の進展に伴い国境を超えた「人の移動」が盛んになりつつある。日本も例外ではなく、ブラジルから日本へのデカセギという現象だけを捉えても 30 万人を超えている。日系ブラジル人の日本社会への流入は、文化・価値観・生活習慣などの大量の異文化の流入を同時に示しており、これらを要因として日本社会の様々な場面や地域で新たな課題を生み出している。そこで、本稿では在日外国人の中でも特に「ニューカマー」である日系ブラジル人子女の教育に焦点を当て、この分野での問題の本質を明らかにしつつ、公立学校における教育環境の整備などの政策提言を行う。

第 1 章では、在日ブラジル人の概観について述べる。まず日系ブラジル人が国境を越えて日本へ移動してきた背景と、その移動が拡大する契機となった 1989 年の出入国管理及び難民認定法の改正を踏まえて、在日ブラジル人の現状について説明する。また近年指摘されている在日ブラジル人の実質的定住化現象について、登録外国人統計などを用いて分析を行う。さらに同統計資料を用いて在日ブラジル人の居住分布についても分析し、地域性のある問題であることを明らかにする。最後に本論文を記述するにあたり、教育分野に絞って先行研究について述べていく。

第 2 章では、在日ブラジル人子女に教育を施さなければならない理由として日本が「学歴」社会であるという観点から、日本における日本語教育の必要性を述べ、次に在日ブラジル人子女の高校進学率などを地域ごとに比較し、現状分析を行いその問題を論じていく。それらを踏まえた上で、在日ブラジル人子女の日本語教育の現状と問題点を生活言語と学習言語、母語の重要性を中心に記述し、最後に在日ブラジル人の日本語教育の必要性を実際に行われた調査に基づいて述べていく。

第 3 章では、在日ブラジル人子女に対する教育の現状について、第 1 章で述べた地域性という点を考慮し、三市の公立学校の例を挙げる。公立学校については在日ブラジル人子女の多い自治体である静岡県浜松市・群馬県太田市・愛知県豊橋市の事例を取り上げる。各市町村教育委員会へのインタビュー調査などを通して、制度的取り組みや指導方法について明らかにする。そのような公立学校の日本語教育の取り組みについて、制度（加配制やセンター校制）や授業形態（取り出し授業やティーム・ティーチング）で分類し、その効果や問題点について分析を行う。そして最後に、公立学校における日本語教育に同地域の日本語学校が協力を行っている場合もあるという点から、日本語学校の概要とその取り組みについて実際のインタビューも踏まえて述べていく。

第 4 章では、第 3 章までの分析を踏まえ問題意識の整理を行う。私たちの問題意識は、多文化共生を目指す上で在日ブラジル人児童生徒への日本語教育（指導）の体制が未整備であり、在日ブラジル人児童生徒の進学率が日本人と比べて低いということである。

第 5 章では、以上の分析・問題意識を踏まえた上で、この問題を解決するにあたり、在日ブラジル人子女に対して、専門性のある日本語指導が必要であると考えた。これを踏まえ、今回は政策を二つ提言する。一つは生活言語のみならず学習言語としての日本語を獲得し高校などへの進学に必要な学力を身につけられるようにするための言語的なサポートであり、もう一つはその指導にあたって必要となる在日ブラジル人子女のアイデンティティを育む手助けとなる精神的なサポートである。

以上の二点を実現するための、公立学校に通う日本語教育が必要な在日ブラジル人子女を対象にした具体的な政策として、一つは「（１）センター校によるダブルスクール制」であり、もう一つは「（２）センター校における人材確保」である。

(1) センター校によるダブルスクール制

センター校とは複数間の学校の中から選ばれた外国人児童生徒の教育を行う公立学校のことであり、そこを拠点として、公立学校に通う日本語教育を必要とする在日ブラジル人児童生徒に対し、生活言語のみならず、学習言語を学ぶ場を各地方自治体が設置する。また、在日ブラジル人児童生徒は通常所属している公立学校の他に、日本語教育の拠点となるセンター校へ通学するため、ダブルスクール制と称する。

(2) センター校における人材確保

センター校における教員として、①日本語教育の専門性をもった言語的なサポートを行うものと、②精神的なサポートを行うものを必要とする。①の言語的なサポートをするものとして、民間の日本語学校との協力を踏まえ、日本語教育を専門とする日本語指導教員が望ましいと考えた。また②の精神的なサポートや進学相談などの支援をするものについては、「ピア・リーダー」の活用を提案する。

## 目次

### はじめに

## 第1章 在日ブラジル人の概観

- 第1節 在日ブラジル人増加の背景
- 第2節 在日ブラジル人の定住化
- 第3節 在日ブラジル人の地域性
- 第4節 先行研究の整理

## 第2章 なぜ日本語教育か

- 第1節 「学歴」社会の日本
- 第2節 進学率
- 第3節 日本語教育の必要性
  - (1) 生活言語と学習言語、母語の重要性
  - (2) 日本語指導が必要な外国人児童生徒

## 第3章 在日ブラジル人児童生徒への教育の現状

- 第1節 公立学校 - 三市の事例から -
  - (1) 静岡県浜松市
  - (2) 群馬県太田市
  - (3) 愛知県豊橋市
- 第2節 公立学校 - 制度・授業形態 -
  - (1) 加配教員
  - (2) 取り出し授業とティーム・ティーチング
  - (3) ブロック別集中システム
- 第3節 日本語学校

## 第4章 政策の対象と問題意識

- 第1節 政策の対象
- 第2節 問題意識整理

## 第5章 政策提言

- 第1節 センター校の設置によるダブルスクール制
- 第2節 センター校における人材確保
  - (1) 日本語学校からの派遣
  - (2) ピア・リーダー（相談員）
- 第3節 むすびにかえて

## 参考文献・データ出典

# はじめに

日本とブラジルは地理的に見ると地球儀の正反対に位置するほど遠い関係であるが、両国の間に流れる歴史を見てみると、そういった距離に関係なく、日本とブラジルは古くから結びついてきた。その歴史は「移民の歴史」と言っても良いだろう。日本人移民がはじめてブラジルの地に降り立ったのは1908年、つまり今年2008年は日本とブラジルの関係がちょうど100周年を向かえる年ということになる。

日本からブラジルへの移民の規模は、1999年時点で移住者及びその子孫（以下、日系人）は推定130万人に達している。しかし現在、彼ら日系ブラジル人は「デカセギ」として大量に日本へ再移民してきている。この日系ブラジル人の日本社会への流入は彼あるいは彼女らが身に付けていた文化・価値観・ライフスタイルといった大量の異文化の流入があることも同時に示しており、これらを原因として、日本社会の様々な場面や地域で新たな問題を生んでいる。

移民政策や外国人政策は先の見えにくい、また利害の絡まった非常に難しい問題ではあるが、教育という視点から私たちは在日ブラジル人の抱える問題を整理し、在日ブラジル人と日本社会の今後のあり方についての理念的な考えを踏まえて、具体的な政策提言を行いたいと考えている。

本稿での私たちの立場は以下のようなものである。まず今後日本社会が多文化共生社会へ転換していくことは避けられないとし、この多文化共生社会の実現には、文化が異なる人々と私たち日本人との間に、偏見や差別のないパートナーシップ（対等な関係）が結ばれることが必要であろうと考えている。これらのことを成し遂げるためには、少なくとも共通の言語を通してある程度のコミュニケーションがとれること、そして互いの文化への理解と敬意を持つことが必要である。また、言語や文化の違いにより成功の機会が得られない可能性がある日本語を母語としない在日一世だけでなく、在日二世や三世などに対しても、日本社会で活躍できるキャリアの形成、つまり日本社会で通用する能力や「学歴」の獲得、さらには彼らを日本人とパートナーシップを結べる人材に育てていく必要があると考えている。

そのために私たちがすべきことは、長期的な視点に立ち、日本人の子どもと同様に、在日ブラジル人子どもにも中等教育（高校段階）あるいは高等教育へのアクセスの保障をしていくことである。例えば進学といった面では、入口と出口を緩和させ見た目だけの保障をしていくのではなく、進学に必要な能力の育成を行い、身に付けさせることが重要である。

このような立場から、私たちは以下に長期、中期、短期的目標を掲げる。

まず、長期的な目標は、日本社会で在日ブラジル人の多種多様な職業選択の機会を能力に応じて保障されることにより、多文化共生社会において、互いにより良いパートナーとして共生していくことである。

次に、中期的な目標は、日本の社会のあらゆる場で活躍するために、外国人児童生徒の高校進学率の向上等の教育の機会を増やすことである。

最後に、短期的な目標は、より多くの日本語を必要とする外国人児童生徒が学習言語としての日本語を習得することを目的としており、また外国人児童生徒に対する異文化間理解が深まる機会を増やすことである。

私たちは本稿において、特に中・短期的目標を達成するために政策を提言する。初めに問題意識を提示しておく、それは学習言語としての日本語の獲得の困難さによる進学率の低さである。問題の実情は第2章と第3章を中心に述べるが、日本語の効果的な獲得が中・長期的な課題の土台になると考えている。数だけを受け入れるのではなく、互惠関係を結べる多文化共生を目指すことが本稿の主旨である。駒井（2006）<sup>2</sup>が多文化社会の定義をしているが、それを踏まえ、私たちの多文化共生の定義は「文化や国籍、その他のアイデンティティが原因で社会から差別されることがなく、日本社会発展のために良きライバルとして時に競い合い、互いに尊重しながら、成長していけること」とする。

故に、本稿のキーワードとして「多文化共生」と「日本語教育（指導）」を挙げて、以下論証に移る。

---

<sup>2</sup> 駒井洋（2006） p.128

「多文化主義とは、移民や先住民などから構成される複数のエスニック集団の異なった文化を尊重しながらある国民文化を創出する試みであり、「多文化共生社会」とは、「多文化主義」の理念に基づき組織される社会を意味している。」としている。

# 第1章 在日ブラジル人の概観

本章では日本に在住している日系ブラジル人（以下、在日ブラジル人）を概観する。

日本に滞在している外国人は、その滞在期間に注目すると、観光やビジネス等を理由として日本に短期滞在するものと、留学や就学等理由として目的に中長期滞在するもの、就労可能な在留資格を用いて長期滞在するものの三つに分けることができる<sup>3</sup>。本章で取り上げる在日ブラジル人は最後に挙げた長期滞在に分類される。在日ブラジル人は、戦前から日本に在住している「オールドカマー」とは異なり、戦後から日本に入国し滞在するようになった外国人「ニューカマー」である<sup>4</sup>。

在日ブラジル人の多くは、「はじめに」でも述べたように、戦前から始まる日本からブラジルへの移民政策によって生まれた日系人である。そしてこれは後で詳しく述べるが、日本の入管制度に従い、正式に入国し滞在する外国人である。この日系ブラジル人は、ブラジルの日系人人口のうち日系二世・日系三世人口がその7割以上を占める等、世代交代が進んでいる。また非日系人と日系人との婚姻が五割近く占める等現地社会への同化も進んでおり、日本語を話すことのできない人たちも多い<sup>5</sup>。

本章では、エスニック的背景を日本に持ちながらも、異国の地で「異文化」を身に付けてきた日系ブラジル人が再び日本に戻ってきているという現象「デカセギ」について簡単に述べ、日本にどのように滞在しているかに触れていきたい。

## 第1節 在日ブラジル人の増加の背景

在日ブラジル人を見ていく前に、日系ブラジル人が国境を越えて日本へ移動してくる現象である「デカセギ」について簡単に説明する。

デカセギは1980年代のブラジルの経済状況に幻滅した日系ブラジル人がより良い生活条件を求めて日本へ出稼ぎに来た現象のことを言う<sup>6</sup>。日系ブラジル人のデカセギは後でも述べるように、1989年の出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）の改正を契機に拡大し、現在も継続している現象である。今後このデカセギ現象が継続していくかどうかという問題は、政治や経済の動向によって大きく左右されるため、はっきりした見通しを立てることはできない。しかしながら日本の人口減少・労働力人口の減少は非常に大きな問題である。例

<sup>3</sup> 外務省、法務省、入国管理局のホームページ、『出入国管理及び難民認定法』を参考に、独自に分類を行ったものである。主に在留資格の持つ「期間」に注目しての分類であり、期間によって分類された在留資格を同質のものとするものではない。

<sup>4</sup> オールドカマーとニューカマーの分類は、国籍や在留資格のことを考えると厳密なものではないと言えるが、オールドカマーにあたる人々は戦前より日本に居住する旧植民地出身者「在日（コリアン）」と呼ばれる人々のことで、在留資格に注目すると「特別永住者」にあたる。ニューカマーと呼ばれる人々は戦後日本に来日した外国人のことで、それぞれの入国目的や時期には差はあるものの、今回取り上げたブラジルやペルー等の日系南米人のほかに中国人やフィリピン人等もこれに含まれる。

<sup>5</sup> 独立行政法人国際協力機構 JICA (2002) p. 180

<sup>6</sup> 独立行政法人国際協力機構 JICA (2002) p. 181

えば、今年 2008 年 6 月には自民党国家戦略本部が「日本型移民政策の提言」を行った<sup>7</sup>。また社会法人日本経済団体連合会は、2008 年に打ち出した「人口減少に対応した経済社会のあり方」の中で、これまでは高度人材の受け入れと外国人研修・技能実習生の受け入れを積極的に行ってきたが、今後は一定資格や技能を有する人材を中心とする幅広い層の受け入れ、さらにはその定住化を図っていけるように、関連省庁一帯となつての制度改革を行う必要があると述べている。一方で、こうした外国人受け入れに前向きな意見の中にも、移民政策は国家の根本を揺るがす問題であるから、デカセギのような単純労働者の受け入れについては、欧州先進諸国で起きている失業問題や閉鎖的コミュニティの形成といった問題を重く受け止め、さらに議論を深めていくべきだとする慎重論も並存している。

このように「移民」受け入れについての問題は未だ発展途中の議論である。しかしながら、日系ブラジル人の定住期間は長期化している。次節ではこの現象を分析する。

## 第 2 節 在日ブラジル人の定住化

前節で日系ブラジル人が日本へ移動してきている現象デカセギについて説明し、今後の見通し等について述べた。本節では登録外国人統計等の資料を用いて、日本に滞在しているブラジル人の規模について分析し、その傾向や性格というものに迫っていく。

2007 年度の登録外国人統計によると、日本に滞在する外国人の総数は約 215 万人で、うちブラジル人の数は約 32 万人である。この規模は国籍別で比較すると三番目に大きな数となる（図 1 参照）。しかし総数には短期滞在等の外国人も含まれているため、登録外国人統計のうち、日本に長期滞在できる在留資格（永住者、特別永住者、永住者または日本人の配偶者、定住者）のみに絞って分析を加えると、この総数が約 140 万人、ブラジル人は約 31 万人の規模であることがわかる（図 2 参照）。さらにこのブラジル人の数字を在留資格別に分析すると、定住者が約 15 万人、永住者が約 9 万人、日本人の配偶者等が約 7 万人となっており、定住化が同時に進行しているようにも見てとれる（図 3 参照）<sup>8</sup>。

<sup>7</sup> 「移民 1000 万人受け入れ 国家戦略本部が提言」『産経新聞』（東京 朝刊）2008 年 6 月 20 日 5 面

<sup>8</sup> さらに補足すると、在日ブラジル人の外国人登録総数が 316,967 人であるから、長期滞在できる在留資格別の在日ブラジル人の登録総数が 311,782 人であるから、在日ブラジル人の 98%は長期滞在が可能な在留資格を用いて日本に滞在していることになる。



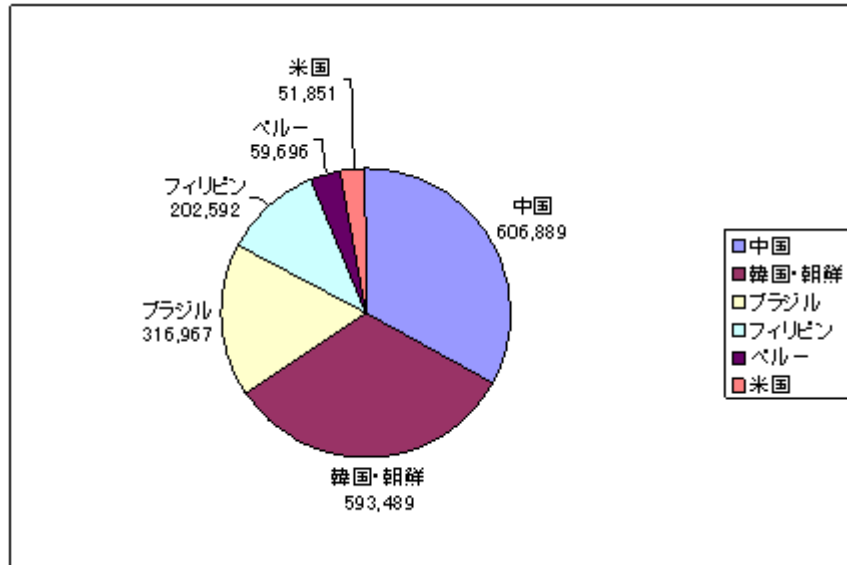


図1 日本に滞在する外国人の総数

(2007年登録外国人統計より独自作成)

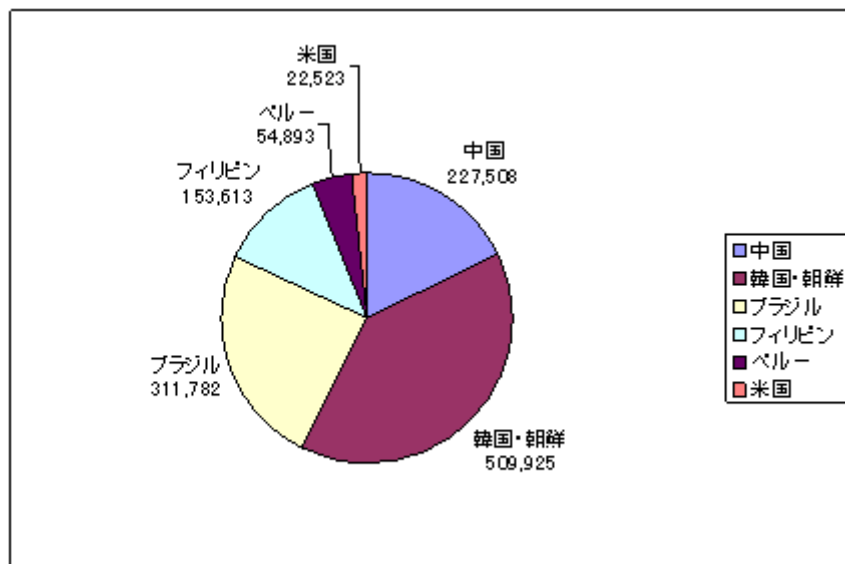


図2 長期滞在者

(2007年登録外国人統計より独自作成)

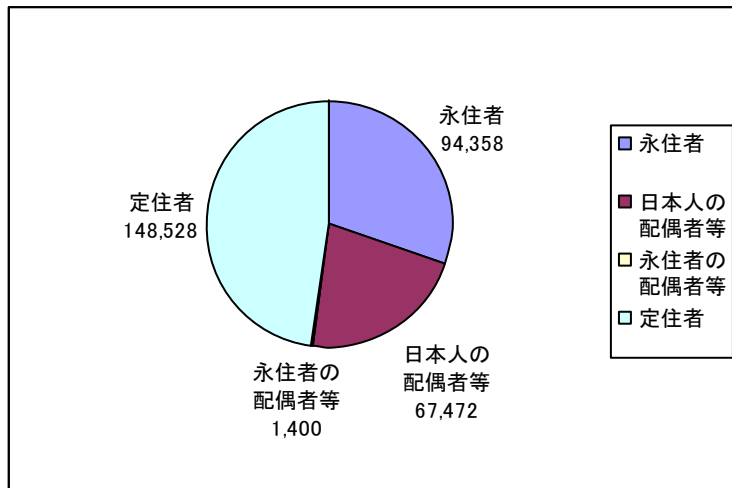


図3 在日ブラジル人（長期滞在可能な在留資格内訳）

（2007年登録外国人統計より独自作成）

上記からわかるように、在日ブラジル人の多くは、在留資格「定住者」（以下、定住者資格）によって日本に滞在している。この定住者資格は、1989年の入管法の改正に伴い、新たに日系人に対し定住者資格が拡充されたものである。これは日系三世に対し1年から3年までの長期滞在を認める在留資格で、在留活動に制限はないため単純就労も可能というものである<sup>9</sup>。これにより1991年時点では在日ブラジル人数が11,933人（外国人登録者全体の9.8%）であったのに対し、2007年には316,967人（外国人登録者全体の14.7%）にも増加した。16年間で凡そ三倍ほどの増加である。つまり在日ブラジル人は、この定住者資格の拡充を契機に、日本に移動してくるようになったと言える（図4参照）。

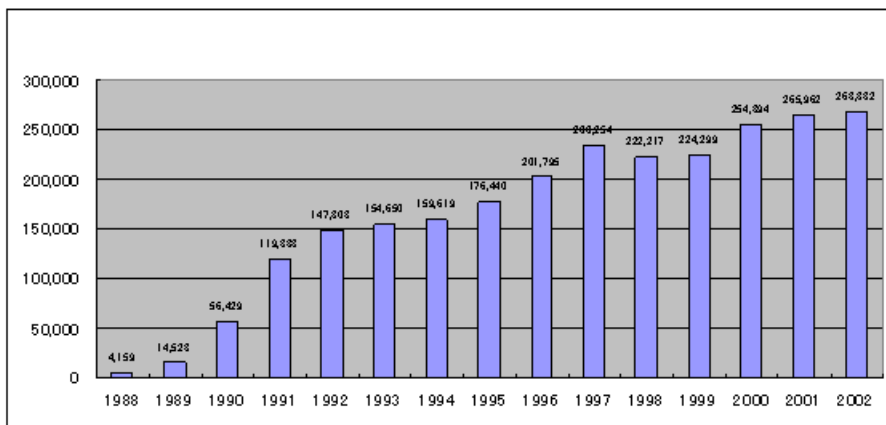


図4 在日ブラジル人数の推移

（外務省HP「在日ブラジル人に関するデータ」から引用）

<sup>9</sup> 法務省入国管理局「定住者告示（平成2年法務省告示第132号）の一部改正について」

また近年在日ブラジル人の実質的定住化が進んでいることも指摘しておきたい。実質的定住化の定義は様々だが、ここでは在留資格「永住者」（以下、永住者資格）への変更の要件を踏まえ、定義する。永住者資格への変更は原則 10 年在留が基本要件であるが、定住者資格を既に所持している場合は、5 年以上日本に在留していることで、その他の永住者資格変更の基本要件を満たしていれば、永住者資格への変更が可能であるとされている<sup>10</sup>。このことから 5 年という数字を実質的定住化の一つの目安とする。5 年以上在留している在日ブラジル人の規模がはっきりとわかる全国的な統計データはないが、例えば JICA は 1997 年の「デカセギ調査」から在日ブラジル人の 54% が 4 年から 7 年在留していると述べており、2005 年の IDB（米州開発銀行）の調査によれば 54% の在日ブラジル人が日本に 5 年以上滞在していると述べている。また、さらに在日ブラジル人の実質的定住化を示すデータも存在する。表 1、図 5 は国籍別の永住者資格の許可件数の推移を表したものである。この表を見ると、2001 年から 2007 年の間は少なくとも毎年 1 万人以上の在日ブラジル人が永住者資格を獲得していることがわかる<sup>11</sup>。

表 1 ブラジル人国籍永住許可件数の推移

ブラジル人国籍永住許可件数の推移								
	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年
ブラジル	3,762	10,116	11,672	10,894	10,789	10,026	16,055	19,793

法務省「出入国管理」より独自作成

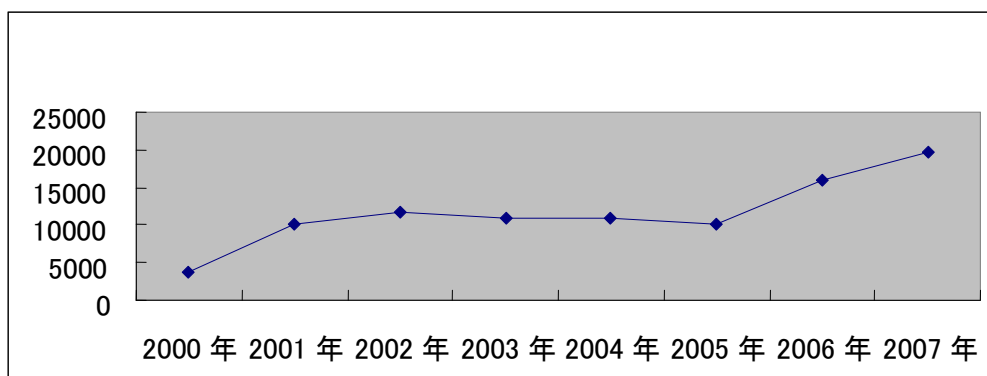


図 5 ブラジル人国籍永住許可件数の推移

(法務省「出入国管理」より独自作成)

<sup>10</sup> 永住者資格への変更要件については『出入国管理及び難民認定法』と下記を参考した。

- ・法務省入国管理局「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」
- ・法務省入国管理局「永住許可に関するガイドライン」
- ・法務省入国管理局「『わが国への貢献』に関するガイドライン」

<sup>11</sup> 図 2 から永住者資格を持つ在日ブラジル人は 10 万人近く存在していることがわかる。

上記のように在日ブラジル人が実質的定住化傾向にあることは指摘できるが、彼らがどのように定住の意思決定をしているのかは判らない。濱田 (2005) によると、彼らは「あくまでも意識の上では、ブラジルへの強い帰国志向を持っている」という。しかし定住化が進むと条件付きの帰国志向への変化が見られるとも述べているが、実際に在留するか、帰国するかは個人によるだろう。その上で、濱田によると、「子どもが日本の学校に通っている場合、滞在期間が10年以上であると答えた割合は、五割を超えている」と述べていることから、在日ブラジル人の世帯で子どもが就学年齢にあって日本の教育機関に就学している場合は、日本での滞在期間が延びていくと考えられる。

### 第3節 在日ブラジル人の地域性

もう一つの特徴として在日ブラジル人の分布には「地域性」があることが挙げられる。

図6と図7は2007年の登録外国人統計を市ごとに分類し、国籍別に外国人登録数を円グラフ化したものである。図6の大阪市では、在日中国人と在日韓国・朝鮮人が合わせて約10万人近くいるのに対し、在日ブラジル人は約1,000人である。一方、図7の浜松市では、在日中国人と在日韓国・朝鮮人が合わせて約5,000人であるのに対し、在日ブラジル人は約2万人である。このように地域によって多数派となる外国人が異なっていることがわかる。

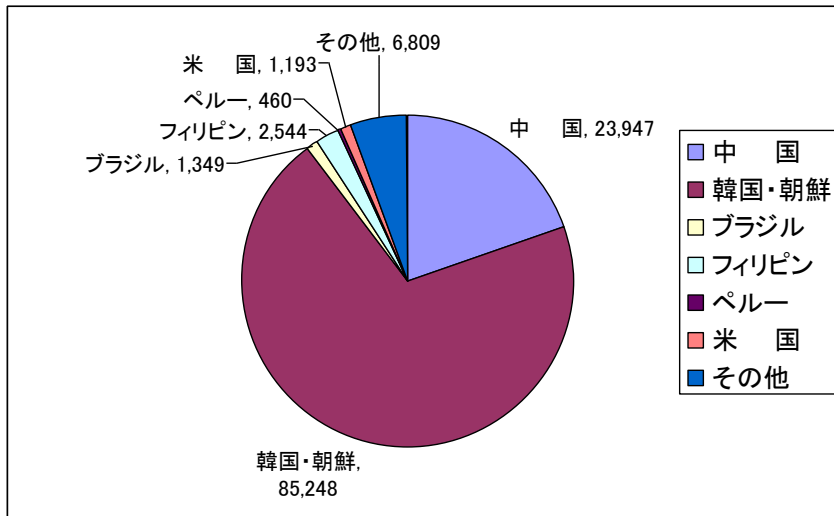


図6 大阪市 登録外国人統計

(2007年の各市の登録外国人統計より独自作成)

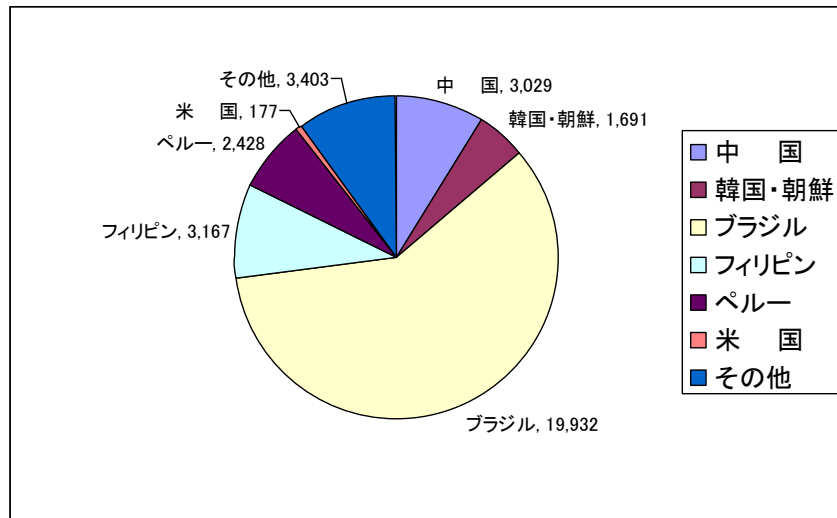


図7 浜松市 登録外国人統計

(2007年の各市の登録外国人統計より独自作成)

在日ブラジル人の移住形態は斡旋業者を媒介にした「商業型移住システム」である。これは、斡旋業者等を通して移住し、生活を営んでいくという形態である。この「商業型移住システム」は、「親族ネットワーク等特定の社会関係資本を持つ人々だけでなく、全ての日系ブラジル人に対して機会が開かれている」ことが特徴として挙げられる<sup>12</sup>。

在日ブラジル人が多い地域は、上記の浜松市の他に、外国人集住都市会議<sup>13</sup>に参加している地域が挙げられる。この外国人集住都市会議は、「ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市」等を中心に設立され、「外国人住民に関わる施策や活動状況に関する情報交換」や首長会議を開催して「国・県及び関係機関への提言」を行い、これを通して「地域で顕在化しつつある様々な問題の解決」への取り組みを行っている。

以上から、在日外国人の諸問題は「地域性」のある問題とし、在日ブラジル人に対する施策は各地域の実状に合わせたものを行う必要があると考える。

<sup>12</sup> 濱田国佑 (2005) p. 228

<sup>13</sup> 外国人集住都市会議 <http://homepage2.nifty.com/shujutoshi/> (2008年11月17日閲覧)

参加している自治体は、群馬県太田市・大泉町、長野県上田市・飯田市、岐阜県大垣市・美濃加茂市・可児市、静岡県浜松市・富士市・掛川市・袋井市・湖西市・菊川市、愛知県豊橋市・岡崎市・豊田市・西尾市・小牧市・知立市、三重県津市・四日市市・鈴鹿市・伊賀市、滋賀県長浜市・湖南市である。

## 第4節 先行研究の整理

この章の最後で、私たちが本稿で論ずる分野における先行研究を整理しておきたい。総合調査「人口減少社会の外国人問題」(松尾、吉田ほか 2008)の報告を基に、特に在日ブラジル人子女の教育という分野に絞って議論の整理を行う。

### 背景

1989年の「出入国管理及び難民認定法」の改正により、日系ブラジル人が主に就労のため来日するようになった。当初は単身で来日し、短期間で「デカセギ」を行う傾向が強かったが、次第に家族を帯同して定住化するケースが増加したため、日本語を話せない子女の教育が問題となっている。

### 三つのグループ

松尾と吉田は日系ブラジル人で学齢期にある子どもたちを、大きく三つのグループに分けている。

#### ① 日本の公立の小中学校に通い、日本のカリキュラムに沿って日本語で授業を受けているグループ

日本語指導が必要な児童生徒への対応を迫られる。現在の対策としては、教員の加配制、バイリンガル教員、ブロック別集中システムがとられており、後者二つは特に外国人が集住している地域において見られる。日本語指導が必要な児童生徒における問題点として挙げられるのは、文化、生活習慣の違い、本国との学校システムの違い、教師との関係が異なること、母語を急速に忘れることで親とのコミュニケーションに支障をきたす等が挙げられる。

#### ② 外国人学校に通い、母語で母国のカリキュラムに沿って学んでいるグループ

外国人集住地域に多く存在する。将来母国に帰国できるよう母国のカリキュラムで学ぶが、日本政府から学校として認可されないため(私塾扱いのところが多く、各種学校でさえ少ない)、資金面に不安がある。このことから現れてくる問題点としては、運動施設の不足、敷地の狭さ、耐震基準不足、財政的支援がない(ブラジル・日本政府)、授業料等の金銭的負担があるために家庭の経済状況で入退学が頻繁に行われる、通学時間が長い、教職員は不安定な雇用で、社会保険に加入していない、等が挙げられる。

#### ③ いずれの学校にも通わない不就学・不登校のグループ

我が国の法令においては、外国人子女に対する教育についての定めはない。外国人子女の義務教育諸学校への就学に関しては、義務ではなく許可である。そのため、就労のため移動を繰り返す不安定な状態の家庭にいる子どもたちは、不就学に陥りやすい。その結果として、犯罪の増加等の問題が指摘されている。

また、在日ブラジル人子女の教育問題の一つである公立学校における日本語指導についての研究についての整理もここで行う。

小内(2006)は、以下の4点を公立学校の問題として挙げている。

#### ① 日本語教室の問題

相対的に会話能力が落ちる者優先のために教室を卒業せざるを得ない。また日本語教室の時間割が原学級に左右されているため、場当たりのになりやすい。さらには日本語指導教員も特別な教育を受けていない。系統的な日本語指導ができにくい。

②母語教育や母語による教育の排除

日本語教室で会話程度の生活言語能力が身についても学習言語としての能力は身につかない。日本語でも母語でも学習言語が獲得できない事態が生まれることもあり、原学級に戻ってもついていけない。

③進路の問題

「外国人特別枠」が設定されているもののブラジル人の児童生徒の成績が悪く、高校に進む者は多くない。

④教師と親子のギャップ

聞き取り調査から親の高学歴志向が強く、子どもの日本語習得も積極的に受け止めているが、教師はブラジル人が教育に無関心と考えている。

以上のことを踏まえ、本稿では、①、③に着目し、在日ブラジル人子女への日本語の教育を目的に論を進める。

## 第2章 なぜ日本語教育か

本章では、なぜ在日ブラジル人に教育支援を実施しなければならないのかを日本社会の現状を踏まえ、日本語教育の立場から述べる。第1章第2節で説明したように、現在、在日ブラジル人は定住化傾向にあることから、現在の在日ブラジル人子女の教育を見直してみると、その支援は十分であるとは決して言えない。故に、現在の在日ブラジル人子女の教育支援を確立していく必要がある。

第1節では日本は学歴社会であるという点からブラジル人支援が必要であるということの説明し、第2節では進学率、第3節では日本語教育について言及していきたい。

### 第1節 「学歴」社会の日本

在日ブラジル人子女に教育を施さなければならない理由の一つは、日本が「学歴」社会であるという観点から説明することができる。日本は学歴を基盤とした社会であり、それに基づいて、最終学歴が上がるにつれて収入が上がる場合が多い<sup>14</sup>。つまり、日本で生活をするために職を得る場合、知識基盤社会・高度人材育成<sup>15</sup>等において、「学歴」は「職歴」に並ぶキャリアの一つとして重視できるものと考えられる。これは在日ブラジル人にとっても同じである。

このような現状から在日ブラジル人子女の教育問題を再考すると、一つの問題が浮かび上がる。浜松市 NPO ネットワーク (2005) によると、在日ブラジル人を含めた外国人生徒進学率は 50% 未満と推定されている。また、同時に公立学校で学ぶ在日ブラジル人の子どもの成績は概ね芳しくない<sup>16</sup>。日本語の理解ということを考えれば、それを想像するのは難しくないだろう。確かに幼い頃から家族と共に来日し、普段の生活をする上では日本語(生活言語)に不自由を感じない子どもも多数いる。だが、学習言語として日本語を活用する場合、漢字の読み書きやその意味の把握が難しく、理解した頃には授業の内容自体が先に進んでしまっているということが多く。これらのことから、在日ブラジル人子女は「学歴」を向上させていくことに不利な環境にいると考えられる。このことは、「はじめに」で目標に掲げた進学率の向上による多文化共生社会の実現にはマイナスの要因であると考えられる。

また、2007 年度に行われた愛知県の日本語学習意向調査<sup>17</sup>によると、「近くに無料又は授業料の安い日本語教室があれば、あなたのお子さんを通わせたいですか?」という設問に対して、「通わせたい」と答えた外国人の保護者の割合は、全体(公立小中学校・外国人学

<sup>14</sup> 厚生労働省「平成 16 年賃金構造基本統計調査(全国結果)の概況」によると、学歴別の賃金をみると、

男性、大卒 400,300 円(平均 39,8 歳、12,4 年勤続)、高専・短大卒 303,200 円(平均 36,8 歳、10,6 年勤続)  
高卒 301,800 円(平均 41,9 歳、13,9 年勤続)、中卒 286,800 円(平均 50,9 歳、18,3 年勤続)  
女性、大卒 276,100 円(平均 32,7 歳、6,3 年勤続)、高専・短大卒 237,900 円(平均 34,8 歳、7,8 年勤続)  
高卒 205,500 円(平均 40,9 歳、10,2 年勤続)、中卒 180,800 円(平均 53,3 歳、14,1 年勤続)

<sup>15</sup> 本論文でいう高度人材育成の定義は、在日ブラジル人が従事している職業、いわゆるブルーカラー層からの脱却を目的とする人材育成のことであり、高度専門職(弁護士や医師など)の育成を指すものではない。

<sup>16</sup> 「初めての日本語ばう 外国人多い自治体が学校」『朝日新聞』(大阪本社 朝刊)2008 年 4 月 11 日 22 面

<sup>17</sup> 文化庁文化審議会国語分科会日本語教育小委員会提出資料「多文化共生社会における日本語教育について」より



校)の61.3%にのぼることがわかっている。そして、その中でも公立小学校が60.5%、外国人学校が81.7%と高い割合を示している。このように在日外国人の保護者が子どもに対しての日本語教育を必要としている理由をまとめると、以下ようになる。

- 日本で暮らしていく面を考慮すると主に生活言語としての日本語指教育の必要性が考えられる。
- 主に公立学校で、児童生徒たちが授業に参加し学習する際に必要とされる日本語の学習言語の習得が望まれている。
- 生活言語としての日本語は、比較的容易に習得が可能であるとしても、学習言語としての日本語を習得するためには相当な時間と労力を要すると考えられる。

以上のようなアンケートを見ても、日本語教育のニーズは在日ブラジル人からも確かに存在している。

## 第2節 進学率

まず、在日外国人児童生徒の進学率の全国的な調査は行われていない。その上で在日外国人子女の進学率を見ていくと、前述のように浜松NPOネットワーク(2005)によると、全国17都府県で公立高校の「外国人特別枠」が設定されているものの、50%未満と推定されている。

また、各都道府県単位で、外国人生徒の進学率調査では、2006年度、静岡県浜松市では67%、2005年度、愛知県豊橋市では76.6%という調査結果が出ており<sup>18</sup>、各市町村でばらつきがある。このことから高校進学率には「地域性」があり、それは地域による教育支援のばらつきがあるからだろう。つまり外国人集住都市会議に参加している都市等は外国人児童生徒への教育支援がある程度行われているが、外国人児童生徒の教育が積極的に行われていない地方自治体では進学状況はさらに悪いことが推測されるだろう。日本全体での高校進学率が97%<sup>19</sup>であることを考慮すると、外国人の集住地域でも日本語を母語とする生徒よりも進学率は低く、問題であると考えられる。

また、進学については日本語の能力が大いに関わってくる<sup>20</sup>。さらに、ブラジル人の親や生徒自身は日本かブラジルでの高等教育へのアクセスを望む人が多い<sup>21</sup>。そのことを踏まえたうえで、外国人生徒の高校進学率の改善が必要である。

<sup>18</sup> この数値は、浜松市「浜松市外国人子ども教育支援事業計画」と志水宏吉ほか(2007)から得られたものである。

<sup>19</sup> 文部科学省「平成19年度学校基本調査(確定値)調査結果の概要-中学生卒業生-」

<sup>20</sup> 「向学心 言葉の壁越え 高校へ」『朝日新聞』(静岡)2007年12月19日26面

浜松市の主婦吉田公子さんは約4年間日本語ボランティアを続けてきた。日本の高校への進学をあきらめた日系人の子どもをたくさん見てきた。日本語能力は劣るが、数学の問題をすらすら解く日系ブラジル人の女子生徒がいた。全日制の公立高校への進学を希望していたが、学校側は日本語力が足りないとして認めなかった。

結局、彼女は無認可のブラジル人学校に進んだ。卒業しただけでは、日本の大学受験資格は得られない。

<sup>21</sup> 小内透 酒井恵真(2001)では「9割近い親は、進学先が日本であれブラジルであれ、短大以上を望んでいるのである。」という記述がある。

### 第3節 日本語教育における問題

在日ブラジル人が高校、大学への進学をして、日本社会が多文化共生へと向かうには日本語が必須である。

#### (1) 生活言語と学習言語の獲得と、母語について

言語には生活言語能力と認知言語能力（学習言語）という二つの側面がある。生活言語能力とは日常会話に必要な能力、認知言語能力は認知的、学術的活動を行う際に必要な能力を指す<sup>22</sup>。また母語とは自己意識の発達やアイデンティティ確立のうえで重要な意味を持つ言語である<sup>23</sup>。日本語教室で会話程度の生活言語能力は身に付いても、学習言語能力はなかなか身に付かない<sup>24</sup>。日本語教室を担当する教員によれば、個人差や年齢差はあるものの、編入時から半年ないし1年も経てばその地方の言葉を使いこなしながら、日本の子どもと一緒に遊ぶことができるようになり、一対一の会話であれば教師と意思の疎通を相当程度はかれるようになるという<sup>25</sup>。アメリカの移民生徒に関する研究では、英語を母語としない児童生徒が第二言語（この場合英語）における認知言語能力を獲得し、授業についていくためには5年から7年必要であったという報告がある<sup>26</sup>。日本語の場合でも同様のことが予測できる。つまり、日常会話はできたとしても、教科教育を行うための学習言語を身につけていないことも少なくはないのである。「日本語がわからないために、教科内容がわからないことがある」や「試験を受けるときに問題の日本語の文がわからないことがある」と答える者が日本語指導を受けている児童生徒だけでなく、日本語指導が必要と思われていない児童生徒にも一割から二割いることからこの事実がわかるだろう<sup>27</sup>。このことにより日本語を母語としない外国人児童生徒は結果的に高校への進学の手がかりが絶たれてしまう可能性がある。

生活言語と学習言語の獲得には、母語が及ぼす影響も考慮しなければならない。ここでの問題は、「ダブルリミテッド」や「セミリンガル」といった、母語も第二言語も中途半端になってしまうというものである<sup>28</sup>。このことを「閾値仮説」<sup>29</sup>と「臨界期仮説」<sup>30</sup>から説明する。「閾値仮説」とは二言語の能力が高いレベルの水準（閾値）になれば認知機能に好ましい効果が表れるが、低いレベルの水準（閾値）以下であれば、認知機能に悪影響が出てしまうというものである。「臨界期仮説」とは、人には言語を自然に努力せず習得できる期間があり、一定の年齢を過ぎるとはやそれ以前のようなインプットはできなくなるということである。10歳前後に臨界期があるとする説が有力だが、臨界期がいつ終わるか、言語の側面（文法、発音）と臨界期の関係等説は分かれている。この二点から、言語が中途半端の状態になることは好ましくないと考えよう。日本社会ではブラジルでの公用語であるポルトガル語を話せる者が少なく、学校現場でも同じことが言える。このことから、ポルトガル語

<sup>22</sup> 吉田多美子 (2008) p. 128

<sup>23</sup> 太田晴雄 (2000) p. 228

<sup>24</sup> 小内透 (2006) p. 58

<sup>25</sup> 太田晴雄 (2000) p. 170

<sup>26</sup> 太田晴雄 (2000) p. 242

<sup>27</sup> 鎌田美千子 (2006) で「日本語がわからないために教科の内容がわからないことがある」という質問に日本語指導を受けている小4から小6の児童の64%、中1から中3の生徒の60%、日本語指導を受けていない小4から小6の児童の10%、中1から中3の生徒の16%が「はい」と回答している。また「試験のときに問題文に日本語がわからないことがある」という質問には日本語指導を受けている小4から小6の児童の74%、中1から中3の生徒の70%、日本語指導を受けていない小4から小6の児童の18%、中1から中3までの生徒の21%が「はい」と回答している。

<sup>28</sup> 吉田多美子 (2008) p. 128

<sup>29</sup> 井上智義 (2006) pp. 40-41

<sup>30</sup> ロッド・エリス著 牧野高吉訳 (1988) p. 99

での教育を行うことには限界があるのである。そのため学習言語を日本語にし、第一言語を日本語とすることがよいのではないかと考えた。

(2) 日本語指導が必要な外国人児童生徒

文部科学省（以下、文科省）の「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況に関する調査(平成19年度)」によると、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は25,411人で1999年に調査開始以来最も多い数となった。これは全国の公立小学校、中学校、高等学校および中等教育学校、特別支援学校の児童生徒を対象としている。私立学校や各種学校（ブラジル人学校等）では行われていないことを考慮する必要があるだろう。

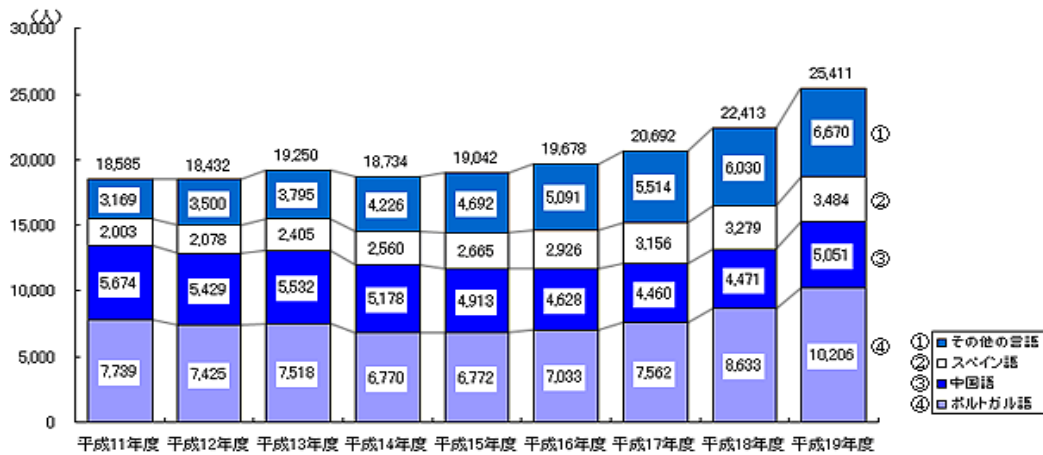


図8 日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況に関する調査（平成19年度）  
「母語別児童生徒数」

(文部科学省 HP から引用)

母語別児童生徒数（図8）を見ると、ポルトガル語の児童生徒が最も多く、10,206人である。ポルトガル語圏から来ている国はブラジル以外少ないことが予想される。そのため、ポルトガル語を母語とする児童生徒はブラジル人が多いだろう。ポルトガル語を母語とする児童は8,142人、中学生は1,889人、高校生は128人となっている。

都道府県別では愛知県が最も多く5,030人である。次に、静岡県（2,631人）、神奈川県（2,601人）と続く。

日本語指導が必要な児童生徒に対しての日本語教育は加配教員による第3章第3節で説明する「取り出し授業」で対応がなされているが、実際に加配教員が設置されているところが全てではないのが現状である<sup>31</sup>。

<sup>31</sup> 文化庁文化審議会国語分科会日本語教育小委員会提出資料「多文化共生社会における日本語教育について」によると「2006年度時点で全国の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒（22,413人）のうち、約18%の4,020人が愛知県の公立学校で学んでいた。この中でも、65%がポルトガル語を母語とする日系人の児童生徒である。愛知県の公立学校に在籍し、日本語指導が必要な児童生徒（4,020人）に対しての日本語教育は、加配教員による「取り出し授業」で対応がなされているが、配置基準により実際に加配教員が設置されているのは、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する全校数（600）の約25%にとどまっている。」

## 第3章 在日ブラジル人教育の現状

在日ブラジル人は一般的にブラジル人学校と日本の公立学校に通う場合が多い。

文科省が平成 17 から 18 年にかけて 1 県 11 市を対象に行った「外国人の子どもの不就学実態調査」によると、全国で六割ほどが日本の公立学校、約二割が外国人学校（日系ブラジル人の場合はブラジル人学校<sup>32</sup>）に通っている。そのため、この章では、日本の公立学校で行われている施策を分析する。

### 第1節 公立学校 - 三市の事例から -

現在日本では、外国人からの就学希望があった場合、日本人と同じように無償で教育を受けることができるが、就学「義務」ではなく「許可」があるだけである<sup>33</sup>。

しかし、実際の外国人児童生徒の教育政策は各地方自治体の裁量にゆだねられている。現在の全体の公立学校の問題としては相対的に会話能力が劣るものを優先させていることである。それは、学習言語が獲得できていなくてもそのまま原学級に戻されてしまうという可能性を生む<sup>34</sup>。また、カリキュラムがはっきり決まっておらず手探りでやっているため、場当たりのものになりやすいとの指摘がある。さらに日本語指導教員は特別な教育訓練を受けていないため、的確な指導ができにくいとも言われている<sup>35</sup>。伊藤（2007）によると、「日本語学級＝左遷」という考えも一部ではあるようだ。

静岡県浜松市、群馬県太田市、愛知県豊橋市は外国人集住都市会議に参加しており、ニューカマーの多い地域という共通点を持つ。そのため外国人児童生徒に対しての教育を積極的

<sup>32</sup> ブラジル人学校について、吉田（2008）が以下のようにまとめている。

ブラジル人学校は、日本国内にあり主にブラジル人が通う学校のことである。一部の学校はブラジル政府教育省に認可されているが、文科省の認可を受けていないため、私塾扱いや各種学校としての扱いになる。現在、ブラジル政府教育省が認可をしている日本のブラジル人学校は 51 校ある（2008 年 11 月現在）。

ブラジル人学校に通うメリットは、ブラジル人のアイデンティティを保持できることなど、デメリットは、授業料が必要で、日本社会への適応や日本語指導は重視されないなどが挙げられる。経営状況が不安定な学校も多く、体育館等教育施設の不備や教育の質の悪さが懸念されている学校もある。

ブラジル人学校の一つである岐阜県大垣市の HIRO 学園を紹介する。2004 年には高等科卒業後、1 年間の日本語学校への通学を条件に日本の大学受験資格も得ることができ、2006 年には各種学校・学校法人として岐阜県から認可を受けた。

同学園は幼児科・初等科・中等科・高等科に約 300 名の児童生徒が在籍している。スクールバスを有し、遠方から通学する児童生徒もいる。カリキュラムは帰国後適応しやすいよう設定されたもので、卒業生はブラジルの大学へ進学する傾向がある。そのため授業はポルトガル語で行われるが、日本語の授業などがカリキュラムに含まれる。授業料は同学園の場合月額 34,000 円-45,000 円となっている。

<sup>33</sup> 市町村教育委員会では外国人登録を元に「就学案内」を行っている。その「就学案内」に基づき、手続きしていくことになっている。就学の申し出があった場合、教育委員会が許可することになるが、実際にどの学校で受け入れるか等は受け入れ体制や通学条件等を考慮し、教育委員会が決めるところが多い。

<sup>34</sup> 鎌田美千子（2006）によると、実際に、日本語指導教員にとったアンケートで「日本語指導を現在行っていない児童生徒の中に、日本語指導したい人がいるか」という質問に「はい」と答えた人が約 5 分の 1 いる。

<sup>35</sup> 小内透（2006）p. 58

に行っている。この節では、浜松市、太田市、豊橋市を比較、検討しながらよりよい政策を提案したい。

### (1) 静岡県浜松市

浜松市は外国人集住都市会議の中でも外国人人口が多い都市である。同市にはスズキや本田技研工業の工場があるため外国人が多く居住する。同市に外国人登録をしている義務教育年齢の外国人は2,923人(2007年4月30日現在)、うち1,558人の半数ほどが、公立小中学校に通っている<sup>36</sup>。国籍はブラジル人が全体の70.6%を占めており、日本の外国人登録者全体におけるブラジル人の割合の57.2%を大きく上回る<sup>37</sup>。

同市は2006年度には、外国人の子どもに関する施策を教育委員会に一本化している<sup>38</sup>。浜松市の特徴は各小・中学校では、加配教員による取り出し指導を行っている点だ。加配教員と取り出し指導については第3節で述べる。

施策の実施例として、浜松市立遠州浜小学校の例を挙げる。在籍児童数451名のうち外国人児童78名(18.8%)と、浜松市の中でも最も外国人児童の割合が高い小学校である。それ故、同小学校には日本語を担当する加配教員が2名、そして市費による外国人児童就学支援員として、ポルトガル・スペイン語の堪能な常勤職員が1名配置されている。同校では外国人児童の生徒に対して「取り出し授業」をおこなっている。これは、クラスで通常行われている授業とは異なっており、個別に授業を行うものである。そのために、同校では学校全体の教育課程編成段階で検討を行ったという<sup>39</sup>。この検討結果として、2学年分に国語の授業時間を統一することにより、その時間に通常学級にいる児童を日本語学級に集めて指導を行うことが決定した。

一方、1校あたりの外国人生徒数が少ない小中学校では、そのために加配教員が設置されていないので、市内の小中学校の外国人児童生徒のためには、「外国人児童適応指導教室」ということばの教室が市内の2校に設置されており、学校の活動時間内で正規の授業扱いで日本語習得を目指し学校に通い、日本語指導を受けているという<sup>40</sup>。

### (2) 群馬県太田市

太田市は富士重工業の工場があるため在日ブラジル人の人口が増加し、平成20年9月現在499人の児童生徒が同市の公立小中学校で学んでいる<sup>41</sup>。太田市の公立学校在籍者数は平成20年5月1日現在、小学校で13,051人、中学校は6,055人、特別支援学校小中学部に94人、約2%が外国人児童生徒である<sup>42</sup>。

同市は定住化に向けた外国人児童生徒の教育特区に認定されていた<sup>43</sup>。特徴としては、就学前児童のプレスクール、夏季休暇中、放課後の補習等といった様々な教育プログラムを行っているが、その中でもブロック別集中システムとバイリンガル教師の採用をしている。ブロック別集中システムに関しては第3節で詳しく述べる。

平成17年度からバイリンガル講師制度を正式に取り入れている。バイリンガル講師はブラジル等の教員免許を持ち日本語とポルトガル語に堪能(日本語検定1級または同程度の語学力を有する)で現在8名採用されている。ブラジル人は日本・ブラジル両国で募集され、

<sup>36</sup> 浜松市「外国人の子どもの教育環境意識調査報告書」

<sup>37</sup> 「隣のブラジル人(3)教育」『読売新聞』(東京朝刊)2007年6月21日35面

<sup>38</sup> 財団法人自治体国際化協会(2006)

<sup>39</sup> 吉田多美子(2008)pp.129-120

<sup>40</sup> 吉田多美子(2008)pp.129-130

<sup>41</sup> 太田市教育委員会の五位野氏への独自のインタビューから

<sup>42</sup> 太田市教育委員会「太田市の児童数に関して」、「太田市の中学生の生徒数や特別支援学校児童生徒数」

<sup>43</sup> 太田市教育委員会「バイリンガル教員採用経過」

ブラジルでの応募に関しては JICA 及びブラジル日本語センターの協力を得ている<sup>44</sup>。

ブロック別集中システムの効果は高校への進学率で表れている。平成 15 年は高校の進学率が半分ほどであったが、毎年波があるものの平成 19 年には 83% にまで着実に上昇している。しかし、日本人生徒の進学率が 97% であること、母集団の人数が少ないことを考慮すると、改善の余地があるだろう (図 9 参照)。

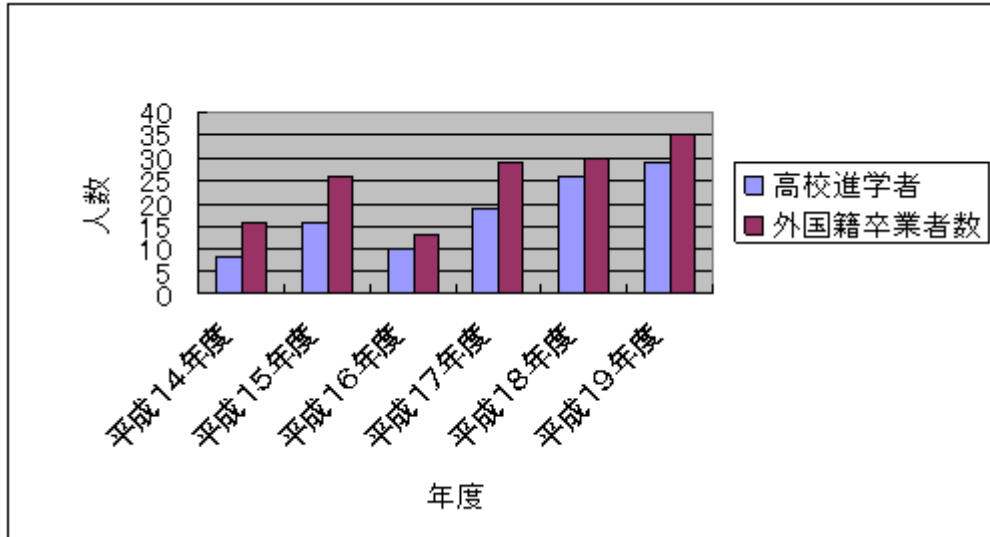


図 9 太田市の高校進学者数

(太田市教育委員会へのインタビューより 独自作成)

### (3) 愛知県豊橋市

豊橋市では、外国人を多く雇っている日東電工株式会社が市内にあるため外国人人口が増加している。同市の外国人登録人口は 18,577 人<sup>45</sup>、うちブラジル人人口は 12,130 人 (構成比 65.2%) となっている。これは、愛知県内の外国人登録者数 71,004 人のうち、約 17% の割合を占めている。平成 20 年 4 月 7 日現在で公立学校在籍者は 35,006 人、学齢期の外国人児童生徒数は、1,292 人となっている。全体の割合としては 3% 強だが、10 年前に比べ 6 倍もの数に増加している。

施策としては以下のようなものを行っている。子どもたちに対し、県から 55 人の加配教員を派遣されている。その配当基準は、小学校で外国人児童が 10 人以上で 1 人、31 人以上で 2 人、51 人以上で 3 人、中学校で外国人生徒が 10 人以上で 1 人、21 人以上で 2 人となっている (2006 年)。例を挙げると、在日ブラジル人子女が多く在籍している市立岩田小学校では、967 人の全校児童に対して 152 人の外国人児童生徒が在籍 (15.72%) しており、その九割がブラジル人である (平成 19 年度)。同校では外国人子女への教育を積極的に行い、加配教員等の派遣が行われているのであるが、日本語指導担当が 5 名・市外国人教育相談員 (常駐) が 2 名・ボランティアが 1 名であり、計 8 名で 152 人の外国人教育支援を行っていた。吉田 (2007) によると、加配教員は外国人子女の人数が 51 人を超えると 3 名必要であるとしているが、実際は 1 名の加配教員で外国人子女を支援するのは 20 人が限界であると

<sup>44</sup> 太田市教育委員会「バイリンガル教員採用経過」

<sup>45</sup> 豊橋市「統計資料豊橋市統計資料別冊」

いう指摘がなされており、実際に岩田小学校では、外国人児童が 20 人あたりに加配教員が 1 人付くように再配置された。しかし、外国人児童生徒が 10 人に満たない学校には加配教員派遣を行っていないということもあり、加配教員の増員が求められている。このことから、現行の配分では十分な外国人支援が行えていないと捉えられる<sup>46</sup>。

教育相談員は、翻訳・通訳、日本語指導、母語指導、教育相談等を担い、外国人児童生徒が日本で生活できるよう教育・支援している。就学前児童へのプレスクールの開催や国際学級で外国人児童生徒を通常学級から取り出し、教科・日本語指導を行っている。また外国人児童生徒のなかでも、八割近くを占める在日ブラジル人子女への対応として、市のスクールアシスタントに全員ポルトガル語での対応ができる者を採用、ポルトガル語の会話集を各学校に配布して、言葉の壁を早期に取り除けるよう支援をしている。加えて、保護者に対しては、市の広報誌と同様に学校案内、入学用の書類、進路関係書類等をポルトガル語での資料を作成している。

## 第 2 節 公立学校 - 制度・授業形態 -

### (1) 加配教員

加配教員とは、児童生徒数によって決まる各都道府県の教員定数に上乗せして文科省が配置する教員のことである。この制度は、きめ細かい指導などを行うことを目的とした「第七次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」に基づいており、現在は少人数指導・不登校対策など目的に応じて教員が加配されている<sup>47</sup>。

文科省は 1992 年度より「日本語指導が必要な外国人児童生徒」の日本語指導および適応指導を担当する専任教員の加配措置を掲げている。その中でも加配教員が配属されている学校では、特定の時間内に日本語指導の必要な児童生徒を原学級から日本語教室に取り出して日本語指導の実施を進めている。文科省の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正等について」の通知によると、今回の一部改正により、教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導に係る加配措置に関して、新たに「児童生徒支援加配」<sup>48</sup>を行えるようになったとともに、「市町村合併加配」<sup>49</sup>を行えるようになった。また、加配教員の配置は県教委レベルで決定される。(現在の加配の状況については、脚注 32 を参照)

吉田 (2008) は、加配制度は単年度単位で、次年度も継続できるかわからないため、長期的システムが構築しづらい、という批判をしている。先ほど述べたように、加配制度については全国一律の基準はなく、各都道府県によって定められている。そのため、時には市町村が独自の予算で追加的支援を行うしかない場合もある。第 1 節 (3) であったように、各学校で外国人児童生徒が少ない場合は配置されず、日本語指導が必要な外国人児童生徒がかなり多い学校に対しても加配教員は少なく十分に行き届いていない。

<sup>46</sup> 豊橋市立岩田小学校「岩田小学校外国人児童教育について」

<sup>47</sup> 「加配教員とは」『読売新聞』(全国 朝刊) 2004 年 8 月 12 日 33 面

<sup>48</sup> 「学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮が必要と認められる事情を有する児童又は生徒に対して当該事情に応じた特別の指導」が行われる場合に教頭及び教諭等定数の加算を行えるようにすること

<sup>49</sup> 地域の社会的条件についての教育上特別の配慮を必要とする事情に係る加配措置に関して、新たに「市町村の合併の特例に関する法律(昭和四〇年法律第六号)第二条第一項に規定する市町村の合併が平成一七年三月三十一日までに行われ、かつ同法第五条第一項の規定に基づき作成された市町村建設計画に基づく統合のため教育上特別の配慮を必要とすると認められる」場合に教頭及び教諭等定数の加算を行えるようにしたこと。

## (2) 取り出し授業とチーム・ティーチング

外国人児童生徒は日本語指導のみならず日本の学校のカリキュラムに沿った教科指導も受けている。しかしながら、日本語の能力がままならないために実際に原学級で行われる授業を理解できない子どもたちも少なくない。そこで、特に日本語の理解力が要される国語・社会の時間を取り出し授業による日本語指導に充てている学校が多い<sup>50</sup>。教科指導の形態として挙げられるのは、「チーム・ティーチング指導(以下、T.T指導)」によるものと、「取り出し授業」によるものが代表的である。また、一斉授業の中で指導の工夫をする場合もある。

一方で、教科指導までの対応をすることができず、外国人児童生徒への教科指導に対する特別な配慮を欠いている学校も少なくない。T.T指導では、原学級において加配教員等が外国人児童生徒の隣について、学級担任ないし教科担任が行う授業の内容を補足説明する形態を取る。このため、別名「入り込み授業」あるいは「くっつき指導」とも呼ばれる。T.T指導の言語は日本語を用いる場合がほとんどだが、まれに母語を部分的に援用することもある。学校によっては、取り出し授業で一定の成果を見せた外国人児童生徒に絞り、原学級と連携をし、T.T指導を併用した教科指導を実施するところもある。この方法は、取り出し授業による外国人児童生徒のみを対象とした指導に比べ、原学級で日本人の児童生徒と同じ内容の授業が受けられる点で、教科内容の理解につながる効果的な方法であるという。取り出し授業では日本語指導が中心となるが、日本語能力の不足を補うこと、専門用語を解説しながら、国語、社会、算数・数学の教科指導を行う場合もある。

取り出し授業のメリットとしては、学校の中に外国人児童生徒の「居場所」を保障することである<sup>51</sup>。一方デメリットとしては、取り出し授業を受けている児童生徒に劣等感を植え付けてしまう可能性があることである<sup>52</sup>。「日本語教室」(取り出し授業)は制度上、原学級と切り離されており、日本語の能力が十分でない「低学力」の子どもたちが行く場所という捉え方をされている。つまり、そこに所属することは、日本人児童生徒に「外国人児童生徒は自分たちと違う」という意識を定着させ、逆に外国人児童生徒に「自分たちは日本人児童生徒とは違う」という意識を定着させるのである<sup>53</sup>。

指導の仕方としては、複数を対象として日本語教員が個別指導をするパターンやドリル等の個別課題を課すパターン、一人を対象として指導を行うパターン等多種多様である。教室内では一貫して日本語を使用するか、主に日本語を使って必要に応じて児童生徒の母語を使用することが多い<sup>54</sup>。取り出し授業を行うときの判断基準は、話す力、読む力、書く力、学級担任との相談等様々である。

また、在籍学級との学習内容が同じになることは稀なので、学級担任や教科担任との連携が不可欠となっている<sup>55</sup>。

## (3) ブロック別集中システム

ブロック別集中システムは群馬県太田市で行われている。同市では、市内を中学校の校区を基本に8つのブロックに分け、各ブロックに2校から4校ずつセンター校を設け、国際学級を作り外国人児童生徒の指導を行っている。各ブロックのセンター校以外の学校からセンター校への転校が可能である。県費による加配教員(14人)とバイリンガル講師(8人)

<sup>50</sup> 中西晃、佐藤郡衛(1995)

<sup>51</sup> 佐藤郡衛(2001) p. 51

<sup>52</sup> 太田(2000)は、アメリカでESLを経験したある大学生の手記から、補習授業ととらえがちな英語の特別授業を受けることによって当該児童生徒の「劣等感」を抱かせることになりかねないと述べている。

<sup>53</sup> 佐藤郡衛(2001) p. 51

<sup>54</sup> 鎌田美千子(2006) p. 60

<sup>55</sup> 鎌田美千子(2006) pp. 65-66



と日本語指導助手（16人）が各ブロックのセンター校を巡回し指導を行っている<sup>56</sup>。ブロック別集中システムのメリットとして、いくつかのセンター校に特化して外国人児童生徒を集めることにより、効率的な指導ができ、指導者間の連携が密になり一人ひとりへの心理的な負担が軽減されることが挙げられる。また外国人児童生徒が少ない地域と多い地域での指導に差が生まれにくい。一方ブロック別集中システムのデメリットとして、現在は指導者が各センター校へ移動をしているため、時間的ロスや移動への金銭的負担があり、指導者がいない間は在籍学級での学習を余儀なくされるというような問題もある<sup>57</sup>。また、バイリンガル講師に授業内容が一任されているため負担が大きい<sup>58</sup>。

### 第3節 日本語学校

以上のことから、公立学校における現状として、外国人児童生徒など年少者に対する日本語指導の専門性の無さを私たちは大きな問題であると私たちは考え、今回日本語指導の専門性を持つ日本語学校に注目した。

そうした中、日本語学校では生活言語のみならず学習言語も学べ、また言語以外の学習も執り行っている。指導内容としては、口語表現能力・聴解能力・文章表現力・読解能力の指導をほとんど日本語で行っている。

公立学校における日本語指導に対して、同じ地域にある日本語学校がその学習に協力しているケースが見られる。京都日本語教育センターでは、京都市教育委員会の要請を受けて京都市内の公立小学校へ非常勤講師を派遣している。日本語指導は、教員や語学ボランティアによる指導だけでは効果が不十分な場合も多く、高い専門性をもった人材による日本語教育が必要であるため、この取り組みは評価できるだろう<sup>59</sup>。

先ほどの第3章第2節でも述べたように、日本の各公立学校では加配教員が配置されている学校でも、その加配教員が日本語指導をしたこともなく専門的な技術を習得しないまま、外国人児童生徒に対して指導を行っている場合がある。そこでその専門性の無さを解消するため、日本語学校から教員を派遣することで、初めから日本語指導に携わる人を養成するよりも時間・労力・コストが削減できることが期待されると考えた。私たち日本人にとって日本語指導は思いのほか難しく、専門性のいる仕事である。また、前述の通り、在日ブラジル人児童生徒にとって生活言語は習得し易くあまり問題は見られないが、学習言語は習得しにくい。そのようなことから、日本語指導にあたる教師には、外国語教育または第二言語教育としての日本語教育の専門性が必要であり、それはつまり日本語を効率よく教えるために国語教育とは異なる知識、技能、工夫が求められているということである。

<sup>56</sup> 太田市教育委員会「群馬県太田市における外国人児童生徒教育の取り組みについて-学力保障を目指した地域としての取り組みを中心に-」（帰国・外国人児童生徒教育研究協議会事例発表資料）

<sup>57</sup> 太田市教育委員会 五位野氏への独自のインタビューから

<sup>58</sup> 伊藤健人（2007）p. 77

<sup>59</sup> 独自のインタビューを行った同校の西原校長によると、さらに同校では「地域との教育研究活動」と銘打ったプロジェクトも推進しており、近隣の小学校と食文化の交流を行う等様々な取り組みがなされている。「子どもの学習に加えて、親世代との文化交流を促すことも重要」と述べている。石井（1997）は、日本語教育の流れについて「日本語学習のみを目的とする学校型日本語学習から、地域と生活を基盤として日本語学習を位置づける社会型日本語学習へ広がりを見せてきて」おり、「日本語教育の枠組みそのものが大きく変容してきている」と指摘している。もちろん、どの日本語学校でも同じような取り組みがなされているのではないが、このような日本語学校と地域の連携の動きはこれからの日本語学習に有効なのではないかと。

## 第4章 政策の対象と問題意識

---

### 第1節 政策の対象

今回、私たちは公立学校を対象を絞り政策提言を行う。その理由として、第1章と第3章で述べたとおり、日系ブラジル人の実質的な定住が長期化しており、公立学校に通っている子どもも多いためである。多文化共生社会を目指す上で、日本で活躍できる人材を育成する場所は公立学校が適していると考えたため、今回の対象者は日本に将来定住するのであろう義務教育段階の公立学校に通う在日ブラジル人児童生徒とした。特に日本語指導が必要な外国人児童生徒は全国に存在するが、外国人児童生徒の各学校の在籍数は一人の学校もあれば、数百人の学校もあり、様々である。今回はニューカマーが多い「外国人集住都市会議」に参加するような外国人児童生徒が多い自治体に焦点を当てたい。

### 第2節 問題意識の整理

私たちは、多文化共生社会を目指す上で、在日ブラジル人児童生徒への日本語指導が整備されていないということ、それを原因とした在日ブラジル人児童生徒の進学率の低さを問題意識とした。各地方自治体の公立学校で様々な施策が行われているが、問題を解決しているとは言いがたい。そこで生活言語だけではなく、学習言語としての日本語を獲得し、高校、大学に進学できる学力を身につけることが可能な教育支援を政策として掲げたい。そのためには、日本語指導といった言語面的なサポートとアイデンティティを育てるための精神的なサポートが必要であると考え。今回の政策提言では特に言語的なサポートを中心に行う。現在の外国人児童生徒への教育の最大の問題点は、日本語教育と日本語指導の方法である。年少者に対する日本語指導が確立されておらず、年少者に対する日本語指導の専門家が少ないことが理由であろう。

私たちが、以上の章で述べた現状・背景そして問題意識をふまえると、現在の在日ブラジル人子女が学習言語としての日本語を学びやすい環境であるとは決して言えないであろう。来日時の年齢や外国人児童生徒たちの能力の個人差にもよるが、編入時から半年ないし一年も経てばその地方の言葉を使いこなしながら、日本の子どもと一緒に遊ぶことができるようになり、一対一の会話であれば教師と意思の疎通を相当程度図れるようになるという<sup>60</sup>。既に第1章で触れたように、子どもも日本で生活している場合、定住化の傾向が高まっているため、読み書き等の、高校進学に大きく関係してくる学習言語としての日本語の習得には膨大な時間と労力を要するのであろうことを考慮すると、現在もなお外国人児童生徒を取り

---

<sup>60</sup> 太田晴雄 (2000) p. 170

巻く状況は大変厳しいものである。また、現状のシステムでは公立学校の教員では手に負えない状況が多く、在日ブラジル人子女に対する教育分野での取り組みも、各地方自治体によって異なっており、単年度制で非効率的な状況である。このような状況を踏まえ、公立学校に通う外国人児童生徒に日本語指導を効果的に行い、進学率向上等を目指していく方法を政策としたい。具体的な政策案として、次の二点を提案する。

- (1) センター校設置によるダブルスクール制
- (2) センター校における人材確保

これらの内容について、次の第5章で詳しく解説する。

## 第5章 政策提言

### 第1節 センター校によるダブルスクール制

センター校とは複数間の学校の中でピックアップされた外国人児童生徒への支援を重点的に行う公立学校のことを指す（太田市の事例で挙げた、ブロック別集中システムを参考にした）。そこに在日ブラジル人児童生徒の教育を行う拠点を作り上げるという提案である。センター校を設置する対象として、外国人集住都市会議に参加している自治体<sup>61</sup>を想定する。次に実施する機関は、各市町村などの地方自治体が主体となって行っていく。その実際の構想は、週3日ほどを目安として、授業時間（例えば、特に学習言語の日本語の理解が必要であると考えられる国語・社会・理科など）に、センター校へ移動し、重点的な学習言語としての日本語の習得を目指すというものである。

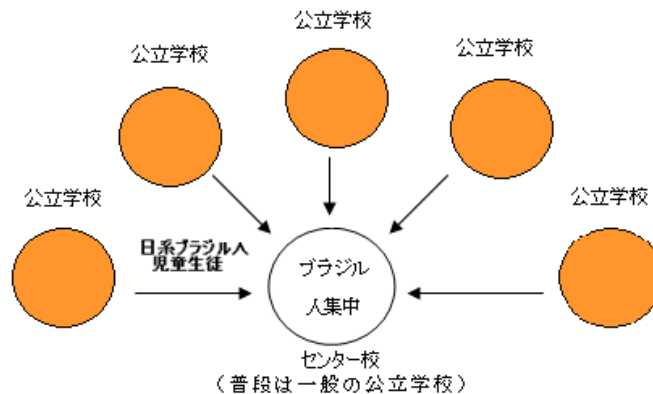


図10 センター校のイメージ図

(独自に作成)

#### ■自治体のメリット

- ・ 日本語教育を希望する全ての児童生徒に日本語教育を提供できること。
- ・ 日本語教育を専門とする教員の人材や予算を集中させることとなり、集中校に潤沢な教員配置が行えること。
- ・ 上記のような余裕が生まれることで教材研究や指導方法等の時間がとれると考えられること。

<sup>61</sup> 同会議に参加している自治体は外国人児童生徒が100名以上在籍する

- ・ 教員同士のコミュニケーションが生まれることで、連携や情報交換ができるようになること。

従来の公立学校には在日ブラジル人が点在していた。そのため、予算面からも、在日ブラジル人子女が在籍している全ての学校に、十分な数の加配教員を派遣することができないという問題を抱えていた。その上、日本語指導を行う教員も点在しているために、教育の質にも各学校や地域間でのバラつきがみられていた。しかし今回提言するセンター校を設けることが、この問題に解決につながるのではないかと私たちは考えている。

次に、ブラジル人児童生徒にとってのメリットを挙げる。

#### ■在日ブラジル人児童生徒のメリット

- ・ ブラジル人児童生徒への日本語指導に特化した学校で教育を受けることで、通常の公立学校での教育よりもはるかに良い教育を受けることができること。
- ・ 学業についていけずにドロップアウトしてしまう児童生徒数を減らす効果があると考えられること。

このようなメリットが考えられるが、センター校に在日ブラジル人児童生徒を集中させてしまうと、日本人児童生徒との分離を促すことになる。これは多文化共生社会にはそぐわないと考えられるため、本章のはじめに記したように、日本語指導を必要とする在日ブラジル人児童生徒は週3日ほどセンター校には通うが、残りは通常在籍している公立学校に通学する。つまり両方の学校に通うことが望まれる。ダブルスクール制と記したのはこのためである。ダブルスクール制は、公立学校とセンター校が共に連携し、学習言語としての日本語の習得を目指すものであり、在日ブラジル人児童生徒が社会的に分離されず、かつ学習言語を習得できる方法である。

## 第2節 センター校における人材確保

### (1) 日本語学校からの派遣

センター校で日本語教育を行う教員は主に日本語指導を専門とするものが望ましいと。そこで、日本語指導教員（日本語学校の教員など）を派遣する制度の導入を提案する。現在、太田市のセンター校などでは、在日ブラジル人児童生徒の教育支援として、バイリンガル教員採用等を積極的に行っている。しかしこの流れに沿わず、日本語指導教員派遣を提案する理由は、二つ考えられる。

一つ目は、従来の在日ブラジル人児童生徒の教育における日本語指導は、専門性が不足していると考えられるためである。太田市などのバイリンガル教員という資格には外国人児童生徒に対する日本語指導の経験や専門性は要求されていない。確かに、バイリンガル教員が二言語を話せることは理想的であろう。しかし教員がバイリンガルであること以前に、外国人児童生徒への日本語指導の専門性を持っていることがそもそも必要である。なぜなら、たとえ外国人児童生徒とコミュニケーションが取れても、専門的な日本語指導を行えないのであれば意味がないからである。しかし、バイリンガル教員の採用条件の中に、日本語指導経験や専門性を問うことになると、バイリンガル教員の確保は難しくなると考えられる。私たちは現段階では、日本語指導の可能なバイリンガル教員を育成・募集することは非現実的であり難しいと考える。よって、たとえバイリンガルではなくても専門的な日本語指導ができる教員と、教員と在日ブラジル人児童生徒を結ぶポルトガル語のできる人材の獲得を目指す

方が実現可能性は高いと考える。この人材の確保については、日本語指導教員は日本語学校、通訳はNPO団体などとそれぞれ提携して行っていくのが望ましい。

二つ目は、日本語指導教員と通訳という形で教育支援をしていると、例えばフィリピン人等の東南アジア諸国の児童が入学してきたとしても、その児童の母語の通訳を用意すれば、簡単に対応できるということである。このダブルスクール制は在日ブラジル人児童生徒に限らず、他の様々な言語を話す児童生徒にも適応することができ、非常に融通が利く制度である。

このような点から日本語指導教員と通訳の設置を提言する。

## (2) ピア・リーダー (相談員)

次に、在日ブラジル人児童生徒に対する専門的な日本語指導だけでなく、メンタルサポートや進学相談等の支援をする「ピア・リーダー」<sup>62</sup>の導入を提案する。なぜなら私たちはブラジル人児童生徒の学習言語としての日本語の獲得だけを最終目標としているわけではない。それを土台に進学率の向上、さらには日本人と共生していける人材の育成を目指していくものであるため、これらの教育機会の保障だけでは不十分であると考えた。在日ブラジル人児童生徒へのメンタルサポートや進学相談といった支援が必要であろう。それを担うのは日本人の教員よりも、既に学校を卒業し高校や大学に進学している在日ブラジル人が適当であると考えた。この「ピア・リーダー」は学校に参加するために必要な研修を受け、センター校でのメンタル・サポートや進路相談等に参加する。

このメンタルサポートや進路相談等は一般の日本人と同じものではない。在日ブラジル人児童生徒は、自分と同じバックグラウンドを持った「ピア・リーダー」からアドバイスされることで、在日ブラジル人だからこそ持つ問題を解決できるものと考えた。

このプログラムは、予備校等で行われている卒業生によるチューター制度や、大学における初年時教育を応用したものである。例えば、岩手大学ではピア・サポーターという名称で実施されている。これは新入生に対し、大学に適応させるための初期支援を行うというものであり、「ピア (仲間) がリーダーとなり、学生を支援していくプログラム」である。このような例を出すと、大学の初年次教育を義務教育段階まで引き下げてよいのかという意見も考えられるが、「ピア・リーダー」はただ単に交流するだけでも良いと私たちは考える。彼らと交流することは、「ピア・リーダー」の成功している姿を見るということであり、在日ブラジル人児童生徒の動機付けにも成り得る。

## 第3節 むすびにかえて

今回、私たちは以上のような在日ブラジル人子女に対する日本語指導に関する提言を行った。しかしながら、在日ブラジル人はじめ、他の外国人の受け入れ体制や制度・教育上の配慮等のさらなる見直しが必要であると考えた。例えば、制度でいえば在留資格等に関する法制度の整備が挙げられ、教育の面では、在日ブラジル人子女に関するものであると、不就学や在日ブラジル人子女の母語の喪失、それにより家庭間でのコミュニケーションの不和など解決すべき問題が多く挙げられる。

<sup>62</sup> 山田 (2005) によると、ピアリーダーシップとは、学生に対して教育サービスを提供するために選ばれ、そして訓練された学生のことを意味する。山田はアメリカで行われている先行研究を踏まえ、学生の中でも特に新入生が学生生活に円滑に適応するために、ピアグループ (仲間集団) の存在や支援が欠かすことができないのだろうと述べている。現在では、多くの大学がピアリーダーシップによる新入生に対するオリエンテーションや継続オリエンテーションを実施するようになってきている。この動向の背景として、一年目の学生に対しては教員よりも学生が関わった方が効果的な場合があるという多くの観察や研究に基づいており、従来の学生支援システムの問題点をピアリーダーシップにより解決がなされる期待もあったという。

在日ブラジル人子女を対象とした政策を述べてきた中で、これらの日本語指導の制度や取り組みに対して、多くの教師・生徒そして地域の十分な理解があればこそ、より円滑に進めていけるものである。そのような環境を共に作り上げていくことが、私たちが互いに良きパートナーとして、この日本社会で共生していくために必要不可欠なことである。

また、今回は公立学校における在日ブラジル人児童生徒に対する教育政策であったが、在日ブラジル人児童生徒だけでなく、日本人児童生徒も含め、進学を断念せざるをえない問題や十分な学習が進められていないといった問題など、公立学校がかかえている状況は未だ深刻なものである。

最後に、子どもたちが平等にもつ教育の機会を学校のみならず、家庭や地域とのさらなる連携を強化し保障していくべきであろう<sup>63</sup>。そしてお互いにパートナーとして認め共生できる日本社会を作り上げていくことが重要ではないだろうか。

---

<sup>63</sup> 京都市教育委員会 京都市外国人教育プロジェクト (2008)

京都日本語指導・支援体制連絡協議会 (2007)

渡日・帰国青少年 (児童生徒) のための京都連絡会〈ときめき〉他 (2008年) によると

「京都市は日本語を母国語としない児童のために様々なサービスを施している。一つ注目されるべきなのは「つながる会」のことである。つながる会とは「帰国渡日児童生徒つながる会」のことである。つながる会の目的は主に三つがある。一つ目は日本語を母国語としない子供たち同士が触れ合える場を提供すること。二つ目の目的は学力・進路の保障を目指すこと。三つ目の目的は将来学校現場で活躍するのである学生スタッフの外国人児童への理解を深まることだ。また、渡日・帰国青少年 (児童生徒) のための京都連絡会「ときめき」があり、同会では日本語を母国語としない子どもと保護者のための「多言語進路ガイダンス」を行う集いを主催している。このことにより、母国語を話せない保護者もわかりやすく情報を手に入れることができる。」

## 参考文献・データ出典

### 《先行論文》

- ・ 吉田隆之 (2007) 「ブラジル人の子どもの教育に関する一考察」『地域問題研究』73号 pp. 17-25 地域問題研究所
- ・ 松尾和成 (2008) 「エグゼクティブ サマリー」『総合調査「人口減少社会の外国人問題」』国立国会図書館調査及び立法考案局 pp. 19-30
- ・ 吉田多美子 (2008) 「外国人子女の教育問題—南米系外国人を中心に—」『総合調査「人口減少社会の外国人問題」』国立国会図書館調査及び立法考案局 pp. 125-140
- ・ 小内透 (2006) 「日系ブラジル人のトランスナショナルな生活世界」『調査と社会理論』研究報告書 北海道大学大学院教育学研究科教育社会学研究室 pp. 55-78
- ・ 濱田国佑 (2005) 「在日ブラジル人の定住化とその意識」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』97号 pp. 225-239 北海道大学大学院教育学研究科
- ・ 梶田孝道、丹野清人、樋口直人 (2005) 『顔の見えない定住化』名古屋大学出版
- ・ 独立行政法人国際協力機構 JICA (2002) 「ブラジル国別援助研究会報告書」
- ・ 小内透、酒井恵真編著 (2001) 『日系ブラジル人の定住化と地域社会』御茶の水書房
- ・ 佐藤郡衛 (2001) 「第4章 外国人児童生徒教育と異文化共生」『異文化との共生をめざす教育：帰国子女教育研究プロジェクト最終報告書』p. 51 東京学芸大学海外子女教育センター
  
- ・ Inter-American Development Bank Multilateral Investment Fund (2005) “REMITTANCES TO LATIN AMERICA FROM JAPAN”  
[http://www.iadb.org/mif/remittances/lac/remesas\\_br.cfm](http://www.iadb.org/mif/remittances/lac/remesas_br.cfm) (2008年11月17日閲覧)  
<http://idbdocs.iadb.org/wsdocs/getdocument.aspx?docnum=546696> (2008年11月17日閲覧)

### 《参考文献・URL・新聞記事》

- ・ 京都市教育委員会 京都市外国人教育プロジェクト (2008) 「外国籍及び外国にルーツをもつ児童生徒に関する実態調査のまとめ」
- ・ 渡日・帰国青少年 (児童生徒) のための京都連絡会〈ときめき〉他 (2008年) 「日本語を母語としない子どもと保護者のための多言語進路ガイダンス」
- ・ 京都日本語指導・支援体制連絡協議会 (2007) 「(初期日本語指導員 配布資料) 帰国・外国人児童・生徒受入れの手引き〈全市版・試案〉」
- ・ 伊藤健人 (2007) 「定住外国人児童生徒の日本語教育-現場で今何が必要か」『言語』vol. 36 pp. 76-85 大修館書店
- ・ 吉田隆之 (2007) 「ブラジル人の子どもの教育に関する一考察」『地域問題研究』73号 pp. 17-25 地域問題研究所
- ・ 井上智義 (2006) 「第3章 二言語教育と子どもの認知発達—バイリンガルの分類に着目して—」『異文化との出会い！子どもの発達と心理—国際理解教育の視点から—』pp. 40-41 ブレーン出版
- ・ 駒井洋 (2006) 『グローバル化時代の日本型多文化共生社会』p. 128 明石書店
- ・ 山田礼子 (2005) 『一年次 (導入) 教育の日米比較』東信堂
- ・ 財団法人自治体国際化協会 (2006) 「多文化共生のとびら 外国人の子どもたちに夢と希望を 浜松市の取組」『自治体国際化フォーラム』206号



- ・西原順子 (2005) 「京都という地域と日本語学校」『ことば・こころ』Vol. 38 pp24-26 京都日本語教育センター
- ・山下直子 (2005) 「日本語教員養成と地域の日本語教育」『香川大学教育学部研究報告』Vol. 123 pp39-48
- ・西ひろ子 (2003) 『日本企業で働く日系ブラジル人と日本人の間の異文化間コミュニケーション摩擦』創元社
- ・寺島隆吉・河田素子 (2003) 「国際理解教育と日系ブラジル人児童の教育 (下)」『岐阜大学教育学部研究報告』vol152 No1 p. 25 岐阜大学
- ・豊橋市企画部国際交流化 (2003) 『日系ブラジル人実態調査報告書』平成 15 年 3 月
- ・今津幸次郎 児島明 (2001) 「ブラジル人学校と日本の学校－東海地域の newcomer 外国人調査より－」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』No. 53 pp. 356-359 日本教育社会学会
- ・太田晴雄 (2000) 『ニューカマーの子どもと日本の学校』国際書院
- ・石井美佳 (1999) 「多様な言語背景をもつ子どもの母語教育の現状－『神奈川県内の母語 教室調査』報告－」『中国帰国者定着促進センター紀要』第 7 号 pp. 148-187 中国残留孤児援護基金
- ・中西晃、佐藤郡衛 (1995) 『外国人児童・生徒教育への取り組み－学校共生の道－』教育出版
- ・ロッド・エリス著 牧野高吉訳 (1988) 『第二言語習得の基礎』p. 99 大修館書店
- ・「Part2 頼みの綱は外国人労働者！ 人手不足に喘ぐ地方の窮状 (特集 ニッポン移民列島－トヨタ方式も外国人なしでは動かない)」『週刊ダイヤモンド』ダイヤモンド社 2004 年 6 月 5 日号 p. 34
- ・豊橋市立岩田小学校 「岩田小学校外国人児童教育について」  
<http://www.iwata-e.toyohashi.ed.jp/iwata-e/TopPage/jittai.pdf> (2008 年 11 月 14 日閲覧)
- ・文部科学省「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正等について」(文部科学省初等中等教育局長通知・平成一三文科初第四四四号・平成十三年六月二十九日)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t20010629001/t20010629001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20010629001/t20010629001.html)  
(2008/11/08 閲覧)
- ・岩手大学 「岩手大学ピアサポーター」  
<http://expiwjm.adm.iwate-u.ac.jp/gakusei/peer/index.html> (2008 年 11 月 14 日閲覧)
- ・独立行政法人国際協力機構 JICA <http://www.jica.go.jp/> (2008 年 11 月 18 日閲覧)
- ・外国人政策研究所 <http://jipi.gr.jp/> (2008 年 11 月 18 日閲覧)
- ・社会法人日本経済団体連合会 <http://www.keidanren.or.jp/> (2008 年 11 月 18 日閲覧)  
(2008) 「人口減少に対応した経済社会のあり方」  
(2007) 「希望の国、日本」  
(2004) 「外国人受け入れ問題に関する提言」  
(2003) 「活力と魅力溢れる日本をめざして」
- ・「移民 1000 万人受け入れ 国家戦略本部が提言」『産経新聞』(東京 朝刊) 2008 年 6 月 20 日 5 面
- ・「初めての日本学ぼう 外国人多い自治体が学校」『朝日新聞』(大阪本社 朝刊) 2008 年 4 月 11 日 22 面
- ・「隣のブラジル人 (3) 教育」『読売新聞』(東京 朝刊) 2007 年 6 月 21 日 35 面
- ・「加配教員とは」『読売新聞』(東京 朝刊) 2004 年 8 月 12 日 33 面

## 《データ出典》

- 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/> (2008年11月17日閲覧)
  - 「平成16年賃金構造基本統計調査(全国結果)の概況」  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z04/kekka1-3.htm>  
(2008年11月14日閲覧)
- 文部科学省 <http://www.mext.go.jp/> (2008年11月17日閲覧)
  - 「平成19年度学校基本調査(確定値)調査結果の概要 - 中学生卒業生 -」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/001/08010901/001/002/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/08010901/001/002/001.htm) (2008年11月11日閲覧)
  - 「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成19年度)」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/08/08073011/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/08/08073011/001.htm) (2008年11月12日閲覧)
  - 「外国人の子どもの不就学実態調査」(平成19 - 20年)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001/012.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/012.htm) (2008年11月9日閲覧)
- 法務省 <http://www.moj.go.jp/> (2008年11月17日閲覧)
  - 「定住者告示(平成2年法務省告示第132号)の一部改正について」  
<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/HOUREI/h06.html> (2008年11月17日閲覧)
  - 「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」  
<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan70.html> (2008年11月17日閲覧)
  - 「永住許可に関するガイドライン」  
<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan50.html> (2008年11月17日閲覧)
  - 「『わが国への貢献』に関するガイドライン」  
<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan36.html> (2008年11月17日閲覧)
  - 「出入国管理」平成16年度版-平成20年度版
  - 「登録外国人統計」平成18年度版-平成19年度版
- 外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/> (2008年11月17日閲覧)
  - 「在日ブラジル人に関するデータ」  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kaigi/brazil/data.html> (2008年11月17日閲覧)
- 文化庁 <http://www.bunka.go.jp/> (2008年11月17日閲覧)
  - 「多文化共生社会における日本語教育について」文化庁文化審議会国語分科会日本語教育小委員会提出資料  
[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/bunkasingi/nihongo\\_08/pdf/shiryuu\\_2.pdf](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/nihongo_08/pdf/shiryuu_2.pdf) (2008年11月17日閲覧)
- 浜松市 <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/> (2008年11月17日閲覧)
  - 「浜松市外国人子ども教育支援事業計画」  
<http://www.city.hamamatsu-szo.ed.jp/shikyoi/4ask/gaikokujin/suuchi.HTM> (2008年11月11日閲覧)
  - 「外国人の子どもの教育環境意識調査報告書」  
<http://www.city.hamamatsu-szo.ed.jp/shikyoi/4ask/gaikokujin/dailshou.HTM> (2008年11月16日閲覧)
  - 「外国人の子どもの教育環境意識調査報告書」  
<http://www.city.hamamatsu-szo.ed.jp/shikyoi/4ask/gaikokujin/dailshou.HTM> (2008年11月16日閲覧)
- 太田市教育委員会 <http://www.ota.ed.jp/boe/> (2008年11月17日閲覧)
  - 「太田市の児童数に関して」

- <http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0170-003kyoiku-sidou/files/2008-0611-1734.pdf> (2008年11月9日閲覧)
- ・「太田市の中学生の生徒数や特別支援学校児童生徒数」  
<http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0170-003kyoiku-sidou/files/2008-0611-1739.pdf> (2008年11月9日閲覧)
  - ・「バイリンガル教員採用経過」  
<http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0020-003kikaku-english/saiyoukeika.html> (2008年11月9日閲覧)
  - ・「群馬県太田市における外国人児童生徒教育の取り組みについて-学力保障を目指した地域としての取り組みを中心に-」(帰国・外国人児童生徒教育研究協議会事例発表資料)  
<http://www.ota.ed.jp/boe/gaikokujin/070910gaikokujinkyuikuotacity.files/frame.htm> (2008年11月9日閲覧)
  - ・太田市教育委員会の五位野氏への独自インタビューより
  - ・豊橋市 <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/> (2008年11月17日閲覧)
    - ・豊橋市「統計資料豊橋市統計資料別冊」  
[http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_soumu/gyousei/toukei/toukeisyo/bessatsu.html](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_soumu/gyousei/toukei/toukeisyo/bessatsu.html) (2008年11月17日閲覧)
  - ・浜松 NPO ネットワークセンター「高校進学ガイダンス (説明会)」  
<http://www.n-pocket.jp/inclusion/foreigners/education-projects/guidance-index.html> (2008年11月11日閲覧)
  - ・HIRO 学園ホームページ <http://www.ogaki-tv.ne.jp/~hirogakuen/> (2008年11月9日閲覧) と同学園への聞き取り調査による
  - ・志水宏吉ほか (2007) 「ニューカマー特別枠校の可能性—高校3校の事例分析から—」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』No59 p251 日本教育社会学会
  - ・鎌田美千子 (2006) 「栃木県における外国人児童生徒の日本語教育環境—外国人児童生徒教育環境実態調査を通して—」『外国文学』Vol. 55 pp. 53-81 宇都宮大学
  - ・駐日ブラジル大使館「学ぶ 在日ブラジル人学校」  
[http://www.brasemb.or.jp/culture/study\\_school.php](http://www.brasemb.or.jp/culture/study_school.php) (2008年11月9日閲覧)
  - ・愛知県多文化共生社会づくり推進会議報告書 (2007) 『多文化共生の県づくりにむけて』  
[www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000007/7903/zenbun.pdf](http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000007/7903/zenbun.pdf) (2007年11月14日閲覧)